

(緊急小口資金・総合支援資金特例貸付 借受人の方へ)

緊急小口資金・総合支援資金特例貸付の据置期間の延長について

令和3年1月8日、厚生労働省において生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について、一部改正（内容：据置期間の延長）がなされ、据置期間が以下のとおりとなりましたのでご案内いたします。

※据置期間：返済が猶予される期間

【据置期間延長対象となる貸付について】

○緊急小口資金特例貸付

令和3年1月8日以降に据置期間が終了し、令和4年3月末日以前に償還（返済）が始まる貸付

例：据置期間は12か月、償還期間は24か月とし、緊急小口資金特例貸付に申請し、令和2年7月10日に貸付金の入金があった場合。改正前は令和3年7月25日までが据置期間、令和3年7月26日から償還開始となりますが、上記改正により、令和4年4月25日までが据置期間となり、令和4年4月26日から償還開始となります。

○総合支援資金特例貸付

令和3年1月8日以降に据置期間が終了し、令和4年3月末日以前に償還（返済）が始まる貸付

例：据置期間は12か月、償還期間は120か月とし、令和2年9月に総合支援資金特例貸付を借入期間3か月で申請し貸付が決定された（貸付月：9・10・11月）。後に、延長貸付も決定し、令和3年2月に最終月の貸付金を送金予定（延長貸付月：12・R3.1・2月）となっている場合。改正前は令和4年2月25日までが据置期間、令和4年2月26日から償還開始となりますが、上記改正により、令和4年4月25日までが据置期間となり、令和4年4月26日から償還開始となります。

一部改正を受けて、対象となる上記の貸付においては、申込書・借用書の記載内容に関わらず、一律、据置期間を令和4年3月末まで延長することで取扱い、その償還開始日も一律、令和4年4月26日からといたします。

なお、据置期間の延長について、対象となる借受人の方へは、改めて本会より通知いたします。その通知内容において、据置期間の延長を希望されない借受人の方への対応についても記載いたします。

総合支援資金特例貸付借入申込書

□郵送受付

受付社協:

受付番号	受付	市町村社協	令和	年	月	日
		都道府県社協	令和	年	月	日

借入申込者	フリガナ		①	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和	年	月	日	()歳
	氏名						平成	年	月	日	
	フリガナ		電話番号(連絡先)								
	住所	〒		固定				携帯			
勤務先名称 または職業			勤務先 等住所	〒			電話	()			

世帯の状況		氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先、学校名等
	1		本人		(凡例) 大正=T、昭和=S 平成=H、令和=R	
	2	フリガナ	夫・妻・子 父・母 その他		T・S・H・R 年 月 日	
	3	フリガナ	夫・妻・子 父・母 その他		T・S・H・R 年 月 日	
	4	フリガナ	夫・妻・子 父・母 その他		T・S・H・R 年 月 日	
	その他 名					

借入理由	新型コロナウイルスの感染拡大の影響で <input type="checkbox"/> 収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている。 <input type="checkbox"/> 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている。		
------	--	--	--

借入希望額	借入月額	万円	借入総額	万円
	借入期間	か月		

据置期間	ア. 12か月 イ. その他()か月	償還期間	ア. 120か月 イ. その他()か月
------	------------------------	------	-------------------------

緊急小口資金 特例貸付の利用実績	<input type="checkbox"/> ア. 利用した (借入額 万円) <input type="checkbox"/> イ. 利用していない
---------------------	---

貸付金振込先	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金(特例貸付)と同じ口座 ※ <input checked="" type="checkbox"/> された場合は、下記振込先の記載不要				
	金融機関		支店名		預金種別
	口座番号		口座名義(カタカナ)		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 殿

○私は別添留意事項を承認のうえ、上記のとおり総合支援資金特例貸付を借り入れたく申し込みます。
 ○貸付け後は、早期自立に努めます。
 ○私は現在、生活保護を受給していません。
 ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
 ○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
 ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
 ○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
 ○私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
 ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当制情報の提供を求めることに同意します。
 [暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]
 ○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

令和 年 月 日 借入申込者 (印)

郵送で申請される場合は、ご自身用に控えをお取りください。

総合支援資金特例貸付

借 用 書

借用金額 (借入総額)	万円		※借用金額は、借入月額と借入期間を乗じた額（借入総額）になります。
借入月額	万円	借入期間	か月
※岡山県社協記入欄	令和__年__月から令和__年__月まで		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和__年__月__日 ※岡山県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿
 (借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	昭和 年 月 日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	か月（最大 12 か月）
	償還期間	か月（最大 120 か月）
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

総合支援資金特例貸付 状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書

記入日	令和	年	フリガナ	性別	生年	□ 大正	□ 昭和	□ 平成	
	月	日	氏名						男・女

住所			
電話	自宅		
	携帯		
E-mail			

現在の貸付状況	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付 入金日： 令和 年 月 日 ※最後に送金があった日 借受金額(総額) _____ 円
	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付借入なし

住居	<input type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> 野宿	健康状態	<input type="checkbox"/> 良い
	<input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション	<input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅			<input type="checkbox"/> 良くない／通院している
	<input type="checkbox"/> 公営住宅	<input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 良くないが通院していない

同居者	<input type="checkbox"/> 有 (自分を含め _____ 人)	<input type="checkbox"/> 無	子ども	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (_____ 人)
-----	--	----------------------------	-----	----------------------------	---------------------------------------

収入減少前の状況	月額所得 (月額 約 _____ 円)	減収理由			
現在の収入の状況	※申請月(_____ 月)の見込	滞納	<input type="checkbox"/> 滞納あり	<input type="checkbox"/> 滞納なし	
	月額所得 (月額 約 _____ 円)	生活福祉資金の借入以外の債務		<input type="checkbox"/> 債務あり	<input type="checkbox"/> 債務なし

現在の職業	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員	<input type="checkbox"/> 非正規非常勤職員
		<input type="checkbox"/> 非正規職員	<input type="checkbox"/> その他(_____)

就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している(自営業、個人事業主含む)	貸付終了後の収入の見通し	<input type="checkbox"/> 収入の予定あり 具体的内容 (_____)
	<input type="checkbox"/> 就労しているが、休業中		<input type="checkbox"/> 収入の予定なし
<input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい／探している			
<input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み)			
<input type="checkbox"/> 仕事を探したい／探している(現在無職)			
<input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事は探していない)			

自立相談支援機関に相談したいこと	<input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/> 住まいについて	<input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと
	<input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/> 債務について
		<input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/> 地域との関係について
		<input type="checkbox"/> 家族との関係について	<input type="checkbox"/> 介護のこと
		<input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/> 食べるものがない
		<input type="checkbox"/> DV・虐待	<input type="checkbox"/> その他(_____)
		<input type="checkbox"/> その他(_____)	

具体的な内容			
--------	--	--	--

希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 電話等で相談した際に情報提供や助言等、必要に応じた支援をお願いしたい。
	<input type="checkbox"/> 今後の生活の自立に向けて、面接相談を希望し、支援内容等を一緒に考えてもらいたい。
	<input type="checkbox"/> その他(_____)

各自立相談支援機関が規程する「個人情報保護に関する管理・取扱規程」に基づいて、相談支援の検討、実施等にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意します。

令和 年 月 日 本人署名

借入申込書の借入総額を、ご記入ください。
(借入月額×借入期間)

総合支援資金特例貸付
借 用 書

太枠内を
ご記入ください。

借用金額 (借入総額)	60 万円	※借用金額は、借入月額と借入期間を乗じた額(借入総額)になります。	
借入月額	20 万円	借入期間	3 か月
※岡山県社協記入	この欄は担当職員が記入します。		年__月まで

借入申込書の借入月額を、ご記入ください。
複数世帯の場合、20万円以内
単身世帯の場合、15万円以内
です。

借入申込書の借入期間を、ご記入ください。
3か月以内になります。

令和 この欄は担当職員が記入します。 欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

必ず自筆の署名・押印をお願いします。

住 所	××市●●町1-1-1 ●●●マンション101
氏 名	●●太郎 印
生年月日	昭和 ●●年 4月 30日生 平成

据置期間については、記入せず、空白にしておいてください。
(R3.1.14 時点) 令和 4 年 3 月末日以前に償還が始まる貸付については、一律据置期間を令和 4 年 3 月末日まで延長し、令和 4 年 4 月から償還開始となりました。

[借入要項]		
1 貸付金の受領方法		
2 貸付金の償還	据置期間	____ か月 (最大 12 か月)
	償還期間	120 か月 (最大 120 か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利____の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月までです。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

この欄は担当職員が記入します。

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 ●年 ●月 ●●日 借受人 住所 ××市○○1-1-1 ●●●マンション101

記入日をご記入ください。

氏名 ●● 太郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況等に関する申立書

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金総合支援資金
新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減
りであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称
や職業をご記入ください。

勤務先名称または 職業	例) ○○○建設、○○タクシー、無職等
勤務先	減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、 減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少前の収入	令和2年4月時の月額所得（手取り）は、約25万円でした。
減少後の収入	令和2年5月時の月額所得（手取り）は、約0万円でした。
本特例貸付が必要 な理由	新型コロナウイルスの影響で、会社の業績が悪化し、解雇となった ため。
本特例貸付が必要な理由には、分かる範囲での減少の理由や失業状況等について、ご記入 ください。	
利用中の他の公的 給付（該当するも のに○）	・失業等給付 ・年金 ・その他（ ・職業訓練受講給付金 ・該当なし
他の公的給付に加 えて本特例貸付が 必要な理由	（生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等） ・失業保険を月額約9万円受給。 ・生計維持に月額約25万円が必要であるため。
受給している公的給付の金額や、貸付が必要な理由について、可能な範囲で 具体的にご記入ください。	

令和●年 ●月 ●●日

（借入申込者）住所 ××市●●1-1-1

●●●マンション101

住所、氏名について自筆のうえ、
押印ください。

氏名 ●● 太郎

(印)

記入例（総合支援資金特例貸付 状況確認シート兼自立相談支援機関への同意書）

各項目の記入、および該当する項目にをお願いします。

（ご本人様 ⇒ 市町村社協 ⇒ 自立相談支援機関）

R2.10版

総合支援資金特例貸付 状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書

記入日	令和2年	フリガナ	オカヤマ タロウ	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
	10月1日	氏名	岡山 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	40年7月15日	55歳

住所	岡山市北区南方*-*-*			
電話	自宅	***-***-****	E-mail	***@*****
	携帯	***-***-****		

現在の貸付状況	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付 入金日: 令和2年9月10日 ※最後に送金があった日 借受金額(総額) <u>200,000</u> 円
	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付借入なし

住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 野宿	健康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 良い
	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅		<input type="checkbox"/> 良くない/通院している
	<input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 良くないが通院していない

同居者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (自分を含め 3 人) <input type="checkbox"/> 無	子ども	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () 人
-----	--	-----	--

収入減少前の状況	月額所得 (月額約 200,000 円)	減収理由	新型コロナの影響で解雇となり、現在、失職中であり収入がない。
現在の収入の状況	※申請月(10月)の見込	滞納	<input checked="" type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし
	月額所得 (月額約 0 円)	生活福祉資金の借入以外の債務	<input checked="" type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし

現在の職業	無職	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非正規非常勤職員 <input type="checkbox"/> 非正規職員 <input type="checkbox"/> その他()
-------	----	------	---

就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している(自営業、個人事業主含む)	貸付終了後の収入の見通し	<input type="checkbox"/> 収入の予定あり 具体的な内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み)		<input checked="" type="checkbox"/> 収入の予定なし

自立相談支援機関に相談したいこと	<input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/> 住まいについて	<input checked="" type="checkbox"/> 収入・生活費のこと
	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/> 債務について

具体的な内容	※上記のチェックで具体的な内容があれば、ご記入ください。		
--------	------------------------------	--	--

希望する支援内容	<input checked="" type="checkbox"/> 電話等で相談した際に情報提供や助言等、必要に応じた支援をお願いしたい。 <input type="checkbox"/> 今後...を一緒に考えてもらいたい。 <input type="checkbox"/> その他()
----------	---

いずれかにをお願いします。

各自立相談支援機関が規程する「個人情報保護に関する管理・取扱規程」に基づいて、相談支援の検討、実施等に当たり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意します。

令和2年 月 日 本人署名

記入日、署名を必ずお願いします。

後日、自立相談支援機関から、状況確認のため、直接ご連絡させていただく場合があります。

○総合支援資金（特例貸付）申請時確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）R2.10版

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書類等と一緒に同封し、お住いの市町村社会福祉協議会へ郵送ください。

また、申請書類等においては、ご自身の控え用としてコピーをお取りください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意ください。

共通提出書類	確認事項	チェック
(1)○借入申込書 ○重要事項説明書 ○借用書 ○申立書 ○状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書の申込者欄「氏名」（上部）、及び、下部の同意欄に自署し、「押印」した。 ・また、借入総額を記入した。 ・重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と押印した ・借用書に、「借入総額」「住所」「氏名」「生年月日」の記入と押印した ・収入の減少状況等に関する申立書の「記入日」「住所」「氏名」の記入と押印をした ・各項目について記入し、本人署名欄に自署した。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【緊急小口資金 特例貸付を利用されていない方】

(2)住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が記載されている（住民登録されている世帯全員分の記載がある） ・借入申込書と住所が一致している／マイナンバー記載なし 	<input type="checkbox"/>
(3)通帳、またはキャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーを同封した ・預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれか1点、本人確認書類をコピーし同封した ※借入申込書と住所が一致 運転免許証（住所変更している場合は両面をコピー）、パスポート、マイナンバーカード（保護ケー スに入れたまま表面のみコピー）、健康保険証、在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方は必須 	<input type="checkbox"/>

【緊急小口資金 特例貸付を利用され決定されている方】

(2)緊急小口資金特例貸付決定通知書（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県社会福祉協議会より通知された「緊急小口資金特例貸付決定通知書」のコピー ※手元がない場合、預金通帳における緊急小口資金特例貸付の振込が確認できる箇所のコピーでも可。 	<input type="checkbox"/>
-----------------------	---	--------------------------

同封書類	（緊急小口資金 特例貸付を利用されていない方）	8類の書類	（緊急小口資金 特例貸付を利用され、決定されている方）	6種類の書類
<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込書（原本） ●重要事項説明書（原本） ●借用書（原本） ●収入減少状況等に関する申立書（原本） ●状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書 ●住民票原本（世帯全員/マイナンバー記載なし） ●預金通帳またはキャッシュカード（コピー） ●本人確認書類（コピー） 	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込書（原本） ●重要事項説明書（原本） ●借用書（原本） ●収入減少状況等に関する申立書（原本） ●状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書 ●緊急小口資金特例貸付決定通知書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込書（原本） ●重要事項説明書（原本） ●借用書（原本） ●収入減少状況等に関する申立書（原本） ●状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書 ●緊急小口資金特例貸付決定通知書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要事項説明書（原本） ●収入減少状況等に関する申立書（原本） ●状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書 ●緊急小口資金特例貸付決定通知書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ※手元がない場合、預金通帳における緊急小口資金の振込が確認できる箇所のコピーでも可

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの皆さまへ

2021年3月19日時点

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

岡山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

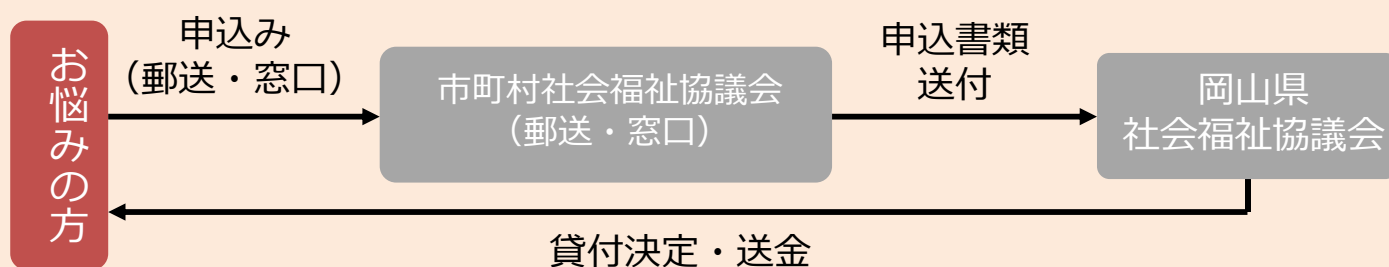
本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

申込受付期間：令和2年3月25日（水）～令和3年6月30日（水）

※申込受付は、令和3年6月30日消印有効とします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申込みにご協力ください。

貸付手続の流れ



相談・申込窓口

※申込書類は、下記の市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

● お住まいの地域の市町村社会福祉協議会（郵送・窓口）

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	
岡山市	受付 電話 番号 070-4442-5980	玉野市	(0863)31-5601	赤磐市	(086)955-5500	新庄村	(0867)56-2001	
	070-3996-1950	笠岡市	(0865)62-3507	真庭市	(0867)42-1005	鏡野町	(0868)54-1243	
倉敷市	本所	(086)434-3301	井原市	(0866)62-1484	美作市	(0868)75-2622	勝央町	(0868)38-2160
	水島 事務所	(086)446-1900	総社市	(0866)92-8555	浅口市	(0865)44-7744	奈義町	(0868)36-6363
	児島 事務所	(086)473-1128	高梁市	(0866)22-7243	和気町	(0869)93-2002	西粟倉村	(0868)79-2561
	玉島 事務所	(086)522-8137	新見市	(0867)72-7306	早島町	(086)482-3000	久米南町	(0867)28-2000
	真備 事務所	(086)698-4883	備前市	(0869)64-3033	里庄町	(0865)64-7218	美咲町	(0868)66-0970
津山市	(0868)23-5130	瀬戸内市	(0869)22-2940	矢掛町	(0866)82-0848	吉備中央町	(0866)54-1818	

※相談・申込み受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

※上記のうち、倉敷市社協 本所（くらしき健康福祉プラザ）は、月曜日・祝日が定休日となります。

実施主体：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

連絡先：〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内 TEL：(086) 226-3544

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に下記の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子

オ 世帯員に個人事業主等があり、その収入減少による生活に要する費用が不足するとき

カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

・ 今後10万円を超える資金需要がある場合等。

■据置期間 1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限 2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 詳しくは表面をご確認ください。

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

※ 令和2年10月以降の申請においては、申請の際に、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが要件化されていますので、同意いただく必要があります。

■貸付上限額

（2人以上の世帯） 月20万円以内

（単身世帯） 月15万円以内

■貸付期間 原則3月以内

※ 令和3年3月末日までに総合支援資金の初回貸付を申込みした場合は、延長貸付（1回・3月以内）が可能。

■据置期間 1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 詳しくは表面をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」こととしていましたが、その具体的な取扱いを決定しました。

償還免除のポイント

- ✓ 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。
具体的には、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。
そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。
具体的には、下記の図をご覧ください。

判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円 ※

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる
課税要件

償還前年度又は
償還初年度が
非課税

償還2年度目が
非課税

償還3年度目が
非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

特例貸付の償還免除に関する Q & A

Q1 償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

A1 償還免除は、社会福祉協議会へ申請していただきますが、具体的な時期や書類は、厚生労働省において検討中です。

Q2 住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

A2 お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、令和3年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Q3 なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

A3 特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Q4 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

A4 含まれません。